

## Q&A 授業料免除関係

---

Q1：書類の発効日が古いものは提出できますか。

A：住民票、在学証明書等は申請日（前期は4月1日）から3か月以内に発行されたもののみ有効です。随時発行されないもの（児童扶養手当証書など）は発行されている中で最新のものを提出してください。

Q2：同居の祖父母は家族数に含まれますか。

A：祖父母は家族数に含みません。ただし、父母がいない場合で祖父または祖母が学生の家計を支えている場合は家族に含みます。

Q3：家計支持者ではない祖父母が同じ住民票に記載されています。そのまま提出していいですか。

A：願書に記入しない家族が住民票に記載されていても差し支えありません。必ず「世帯全員の住民票」と記載のあるものを提出してください。ホッチキスされている場合は取らないでください。

Q4：大学生の兄の住民票が父母と別世帯となっています。提出は必要ですか。

A：願書に家族数として含まれる家族の住民票は全員分提出してください。別世帯でも差し支えありません。

Q5：兄が通っている学校では在学証明書が発行されません。在籍証明書での代用は可能ですか。

A：在学証明書が発行されない場合は就学者と認められません。18才以上の兄弟は、就学者または障がい者に該当しない場合家族に含まれません。

Q6：働きながら大学院に通っている兄がいます。家族に含まれますか。

A：定職（フルタイム勤務）に就いている兄弟は就学者とならないため、家族に含まれません。定職以外（アルバイト等）の場合は就学者となるため家族に含まれます。

Q7：妹が4月から進学予定で、申請期限までに受験の結果がわかりません。願書にはどのように記入しますか。また、在学証明書が提出期限までに発行できません。

A：進学先が未定の場合、学校名欄に「未定」と鉛筆で記入し、様式1（不足書類一覧）に在学証明書が提出できる日を記入してください。後日在学証明書の提出時に願書にボールペンで進学先を記入します。

Q8：家族数に含まれない人物の障がい者控除等は受けられますか。また、必要な提出書類は何ですか。

A：家族数に含まれない人物の障がい者控除は受けられません。

なお、同居の兄弟姉妹で障がい者である場合は、家族数に含みます。該当する方の障がい者手帳等の写しを添付してください。

Q9：弟が浪人のため自宅で勉強していますが、家族数に含まれますか。

A：18才以上の兄弟の場合、家族に含まれません（障がい者を除く）。進学後は就学者として家族に含まれるため、必要書類を提出してください。

Q10：父が今年の3月末で退職するため、収入が無くなります。5月以降に提出する最新の課税（所得）証明書には昨年の収入が記載されますが、考慮の対象になりますか。

A：授業料免除では、市区町村が証明した前年の収入（所得）額を基に判定するため、年度途中の退職・失職等は考慮されません。

Q11：家族の協力が得られないため、提出に必要な書類を全てそろえることができません。書類の一部を省略することはできますか。

A：公平に審査するため、必要書類を省略することはできません。あくまで任意の申請であるため、申請される場合には必ずご家族の了承を得てください。

Q12：両親の収入が何円以下であれば免除になりますか。

A：家計基準については，家族構成，収入の内訳，各種控除等により家計困窮度（家計評価額）が変わるため，「収入〇〇万円以下なら免除」といった具体的数字でお示しできません。  
また，年度毎の予算状況によっても変わります。

参考：平成 29 年度後期実績

例） 家族構成 4人（父，母（専業主婦），学生本人（自宅外），弟（公立高校生））

全額免除		半額免除	
給与収入	事業所得	給与収入	事業所得
482 万円	275 万円	692 万円	434 万円